

# 大牟田市競争入札参加資格者審査会規程

〔昭和54年3月31日〕  
庁 達 第 6 号

改正 昭和55年 7月 5日庁達第 5号 昭和57年11月 6日庁達第 5号  
昭和61年 5月30日庁達第 1号 昭和63年 8月23日庁達第 1号  
平成 2年 3月31日庁達第 2号 平成 2年 9月 3日庁達第 3号  
平成 4年 4月 1日庁達第 1号 平成 7年 5月18日庁達第 2号  
平成 7年11月14日庁達第 5号 平成10年10月 1日庁達第17号  
平成12年 4月 1日庁達第 3号 平成14年 8月 1日庁達第14号  
平成17年 8月 1日庁達第14号 平成18年12月 1日庁達第18号  
平成19年 3月31日庁達第31号 平成20年 4月 1日庁達第 3号  
平成30年 4月25日庁達第 1号 令和 3年 3月31日庁達第11号  
令和 4年 3月31日庁達第 5号 令和 5年 3月31日庁達第11号  
令和 6年 3月29日庁達第 2号 令和 8年 3月31日庁達第 5号

## (設置)

第1条 建設工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量、調査及び設計の請負契約を締結するに当たり、大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第2条及び第12条に規定する競争入札に参加する者の資格を審査するため、大牟田市競争入札参加資格者審査会（以下「審査会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審査会は、会長及び審査員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した審査員がその職務を代理する。

4 審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。

## (資格審査)

第4条 審査会は、建設業者については、競争入札参加者の資格要件及び建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査並びに工事成績、信用度等の主観的事項の審査を行い、総合的に評定するものとする。

(1) 競争入札に参加する者については、資格審査の結果に基づき競争入札参加資格者名簿を作成する。

(2) 指名競争入札に参加する者については、資格審査の結果に基づき市長が別に定める工事種別の等級に区分した指名競争入札参加資格者格付名簿を作成する。

2 建設業以外の業者については、競争入札参加者の資格要件及び経営規模並びに経営の状況等の審査を行い、その結果に基づき競争入札参加資格者名簿を作成する。

(参加資格者名簿の有効期間)

第5条 競争入札に係る参加資格者名簿の有効期間は、当該参加資格者を認定した日の翌日から次期の資格審査に基づく認定の時までとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、企画総務部契約検査室において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和55年7月5日庁達第5号)

この規程は、昭和55年7月7日から施行する。

付 則 (昭和57年11月6日庁達第5号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (昭和61年5月30日庁達第1号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (昭和63年8月23日庁達第1号)

この規程は、昭和63年8月24日から施行する。

付 則 (平成2年3月31日庁達第2号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年9月3日庁達第3号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成4年4月1日庁達第1号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成7年5月18日庁達第2号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成7年11月14日庁達第5号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成10年10月1日庁達第17号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成12年4月1日庁達第3号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成14年8月1日庁達第14号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成17年8月1日庁達第14号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成18年12月1日庁達第18号)

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則 (平成19年3月31日庁達第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日庁達第3号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（平成30年4月25日庁達第1号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日庁達第11号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日庁達第5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日庁達第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月29日庁達第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月31日庁達第5号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

部名	職 名
企画総務部	部長、契約検査室長、契約検査室副室長、契約検査室契約担当主査
産業経済部	部長、副部長、農林水産課長
都市整備部	部長、副部長、都市計画課長、土木管理課長、土木建設課長、建築住宅課長、建築住宅課建築担当課長